

令和5年第3回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和5年3月24日（金）

開 会 午前 9時30分

閉 会 午前 10時58分

2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 議場

3 出席委員の番号及び氏名（17名）

1番 高橋 聡

2番 秋葉 俊一

3番 齋藤 智幸

4番 佐藤 優人

5番 五十嵐 晃

6番 斎藤 克行

7番 小野 隆

8番 長南 統

9番 日下部 崇喜

10番 小林 ひろみ

11番 遠田 雅弘

13番 和島 孝輝

14番 高橋 義夫

15番 佐藤 恒子

16番 日向 弘明

17番 佐藤 繁

18番 若松 忠則

4 欠席委員の番号及び氏名（1名）

12番 川井 利光

5 議長の委員番号及び氏名

18番 若松 忠則 （会長）

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 佐々木 平喜

次長兼農地農政係長 佐藤 良子

農地農政係主任 長南 恵

農業経営改善相談員 乙坂 茂樹

7 会議に付した議案

報告第5号	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について	(11件)
-------	--------------------------	-------

報告第 6 号	農地法第 18 条第 6 の規定による通知書の受理について	(11 件)
報告第 7 号	所有権の移転にかかる権利の失効について	(1 件)
議案第 7 号	庄内町農業委員会職員の任免について	(1 件)
議案第 8 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(7 件)
議案第 9 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(4 件)
議案第 10 号	庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）	(6 件)
議案第 11 号	農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）について	(37 件)
議案第 12 号	庄内町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について	(1 件)
議案第 13 号	令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について	(1 件)
議案第 14 号	庄内町農業委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則の制定について	(1 件)
議案第 15 号	庄内町農業委員会事務局設置規程の一部を改正する規程の制定について	(1 件)

◎開 会 （午前 9 時 30 分）	
◎諸報告	
議長	これより令和 5 年第 3 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	本日の委員の出席状況について、報告いたします。本日は、12 番 川井利光委員より欠席の連絡を受けております。それから 16 番 日向委員は遅れてくるとの事です。 次に本日の資料について報告します。 タブレット内に「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る土地利用計画図等」、「庄内町農業委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則及び庄内町農業委員会事務局設置規程の一部を改正する規程の新旧対照表」、次に本日の配布になりますが、「令和 4 年農地実勢賃借料情報」、「令和 5 年度農作業基準賃金のチラシ」、「報酬 3 期分」、「加算額分明細書」、「農協広報 3 月号」、「地域計画の策定について」、「令和 5 年度新規就農者育成総合対策要望書」です。 それでは、令和 5 年第 2 回総会以後の行事について報告します。「行事報告書」をご覧ください。（説明）続いて、令和 5 年第 3 回総会後の行事予定について説明します。「行事予定書」をご覧ください。（説明）
議長	諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。 無いようですので諸般の報告を終わります。 ただ今の出席委員は 16 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。 （異議なしの声あり）

	異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。17番 佐藤 繁 委員、1番 高橋 聡 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。 なお、書記には、事務局長を指名いたします。
◎報告	報告第5号の上程、説明、質疑
議長	報告第5号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第5号の資料に基づき、報告を説明) 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
議長	佐藤次長
佐藤次長	(報告第5号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第5号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、を終わります。
◎報告	報告第6号の上程、説明、質疑
議長	報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第6号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。
議長	佐藤次長
佐藤次長	(報告第6号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を終わります。
◎議事	報告第7号の上程、説明、質疑
議長	報告第7号、所有権の移転にかかる権利の失効について、を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第7号の資料に基づき、報告を説明) 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
議長	佐藤次長
佐藤次長	(報告第7号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより質疑を行います。 無いようですので、報告第7号を終わります。
◎議事	議案第7号の上程、説明、質疑
議長	議案第7号は人事案件ですので、局長以外の職員は退席願います。それでは、議案書を配付します。 暫時、休憩いたします。
暫時休憩 (職員退席、局長が議案書を配付)	
議長	再開します。

	議案第 7 号、庄内町農業委員会職員の任免について、を議題とします。 事務局長より議案の説明をお願いします。
議長	(議案第 7 号の資料に基づき、内容を説明)
	内容説明が終わりました。 人事案件でございますので、質疑を省略し、採決したいが異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 採決は起立により行います。 議案第 7 号、庄内町農業委員会職員の任免について、賛成の方は起立願います。 (起立全員) 全員賛成により、議案のとおり決定しました。 暫時、休憩いたします。
暫時休憩 (職員着席、局長が人事案件の結果を総務課長に報告)	
◎議事	議案第 8 号の上程、説明、質疑、採決
議長	再開します。 はじめに議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、の 1 番から 6 番までを議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 8 号の資料に基づき、1 番～6 番までの内容を説明) 詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。
長南主任	(議案第 8 号 1 番～6 番について資料に基づき、内容を説明)
議長	長南主任
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、10 番 小林委員より、現地調査報告をお願いします。
10 番小林	10 番 小林です。 農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 3 月 23 日に、11 番 遠田 雅弘 委員と事務局の長南主任と私の 3 人で現地調査を実施しました。いずれの案件も農地として適正に管理されており、問題ないと見てきました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番～6 番まで許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第 8 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、の 7 番を議題とします。議事参与の制限に該当する委員がおりますので、9 番 日下部崇喜委員、

	退席願います。 暫時、休憩いたします。
(休憩中、9 番 日下部委員 退席)	
議長	再開します。 詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。
長南主任	(議案第 8 号 7 番について資料に基づき、内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、10 番 小林委員より、現地調査報告をお願いします。
10 番小林	現地調査報告を行います。 1 番から 6 番までの案件と同様に、3 月 23 日に 11 番 遠田 雅弘 委員と事務局の長南主任と私の 3 人で現地調査を実施しました。いずれの案件も農地として適正に管理されており、問題ないと見てきました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。(異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、の 7 番について許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。 暫時、休憩いたします。
(休憩中、9 番 日下部委員 着席)	
◎議事	議案第 9 号の上程、説明、質疑、採決
議長	再開します。 議案第 9 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 9 号の資料に基づき、議案を説明) 詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。
議長	長南主任
長南主任	(議案第 9 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、11 番 遠田委員より、現地調査報告をお願いします。
11 番遠田	11 番 遠田です。 農地法第 5 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 3 月 23 日に 10 番 小林ひろみ委員と事務局の長南主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。 1 番の案件については、●●●●集落内の土地で、北側は町道、東側と南側は法定外水路、西側は農地に面しております。 2 番から 4 番の案件については、狩川地内の農地で、北側と南側は法定外水路、

	東側は宅地、西側は町道に面しております。 いずれの案件も、周辺の農地に対する営農条件に悪影響を及ぼさないと思われる事から、転用に問題がないと判断致しました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 9 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第 10 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 10 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）、を議題とします。 事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 10 号の資料に基づき、議案を説明) 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
議長	佐藤次長
佐藤次長	(議案第 10 号を資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 10 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）、に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定しました。
◎議事	議案第 11 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 11 号、農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）について、を議題とします。 事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 11 号の資料に基づき、議案を説明) 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
議長	佐藤次長
佐藤次長	(議案第 11 号を資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。

	議案第 11 号、農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）について、賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、原案のとおり決定しました。
◎議事	議案第 12 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 12 号、庄内町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、を議題とします。 事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	（議案第 12 号の資料に基づき、議案を説明） 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
議長	佐藤次長
佐藤次長	（議案第 12 号を資料に基づき、内容を説明）
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 17 番 佐藤委員
17 番佐藤	47 ページ 48 ページで管内の農地面積が整数と小数点以下第一位と異なっていますが、これについての考え方を教えてください。
議長	佐藤次長
佐藤次長	現在庄内町管内の農地面積とありますが、こちらは耕地面積と読み替えて頂きたいと思います。耕地面積というのは、全国の統計調査をもとに出されている数字ですので、集積率を出すときに分母になる面積が 48 ページに書いてあります 5720ha、現在庄内町の耕地面積は 5720ha という数字になっております。これがベースになる訳ですが、47 ページの遊休農地の解消目標のところは、5720ha に現在遊休農地である 1.2ha を足している面積になります。遊休農地は耕地面積ではないという考え方から、5720ha に遊休農地 1.2ha を足している数字が現在管内の遊休農地面積となっております。
議長	よろしいでしょうか。 他にございますか。 無いようでしたら、これより採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 12 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、原案のとおり決定しました。
◎議事	議案第 13 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 13 号、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について、を議題とします。 事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	（議案第 13 号の資料に基づき、議案を説明） 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。

議長	佐藤次長
佐藤次長	(議案第 13 号を資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 17 番 佐藤委員
17 番佐藤	17 番 佐藤です 先程可決された議案と今上程されている議案で、遊休農地の面積に若干違いがある。違いについて教えてください。また集積の目標について、今年度 0 という面積でしたが、昨年もそのような考え方でしたでしょうか。
議長	佐藤次長
佐藤次長	遊休農地の面積は、ここに書いてあるのは令和 3 年度に発生した面積です。先の指針に書いてある面積は累積の面積になっておりますので数字が変わっております。集積率に関しましては、令和 4 年度は 85.1%の集積率でしたので、現状維持の目標を設定させて頂きました。来年度も同じように現状維持の 85.1%の目標を設定させて頂きたいと思います。
議長	17 番 佐藤委員
17 番佐藤	集積率は現状維持、集約率は最終的にはどこにも出ないのでしょうか。
議長	佐藤次長
佐藤次長	集積率というのは計算していますが、集約率はデータがないので集計を行っていない事になります。集約率というのがどのくらい進んでいるのか、町全体として何%になるのかわからない状態です。
17 番佐藤	はい、了解いたしました。
議長	13 番 和島委員
13 番和島	13 番 和島です。 今佐藤委員の話の中で集積率はわかりますが、集約率の話しでどこまでが面積的なもので集約と判断するのか、という所の基本的なものはあるのでしょうか。
議長	佐藤次長
佐藤次長	集積率というのは町の農林課で出している数字ですが、集約率というのは明確な定義がないと思われます。佐藤委員も和島委員も集積率はわかるが、これからは集約率なんだというのは十分理解できます。その集約率をどのように見ていくのかということに対して情報が無い状況です。これから集約率ということに関して、より多く視点を当てていきたいと考えております。これから情報収集を行っていききたいと思っております。
13 番和島	集約率がどんなものか見える化して、農家の方に情報提供できるようにお願いします。
議長	他にございますか。 なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。意義がないものと認め、採決します。 議案 13 号、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について、賛成の方、挙手

	願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定しました。 事務局長がこれから退席しますので、次長が変わって説明をお願いします。
◎議事	議案第 14 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 14 号、庄内町農業委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則の制定について、を議題とします。 事務局次長より議案の説明をお願いします。
佐藤次長	(議案第 14 号の資料に基づき、議案を説明) 詳細につきましては、引き続きご説明申し上げます。
	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 14 号、庄内町農業委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定しました。
◎議事	議案第 15 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 15 号、庄内町農業委員会事務局設置規程の一部を改正する規程の制定について、を議題とします。 事務局次長より議案の説明をお願いします。
佐藤次長	(議案第 15 号を資料に基づき、議案を説明) 詳細につきましては、引き続きご説明申し上げます。
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 15 号、庄内町農業委員会事務局設置規程の一部を改正する規程の制定について、賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定しました。
議長	これをもちまして、令和 5 年第 3 回庄内町農業委員会総会を閉会します。
◎閉 会	(午前 10 時 58 分)

令和 年 月 日

上記は、令和5年第3回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第3回庄内町農業委員会総会

議 長 (番号及び氏名)

18 番

議事録署名委員 (番号及び氏名)

17 番

1 番

書 記